- 1. 件 名: 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(470))
- 2. 日 時: 平成29年11月1日 13時30分~16時30分
- 3. 場 所:原子力規制庁 9階B会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、津金安全審査官、伊藤安全審査官、日南川安全審査官、江嵜安全審査官、 吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与、郡安技術参与

原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門

植木安全審査官

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

山﨑主任技術研究調査官、堀野技術参与

事業者:

日本原子力発電株式会社:北川執行役員 開発計画室 他14名

中部電力株式会社:原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社:原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社:電源事業本部 原子力耐震グループ副長 電源開発株式会社:設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」について、10月17日の審査会合における提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<コメント回答全般について>

- 「詳細設計段階で説明いたします。」等の回答について、コメント回答日等を整理して提示すること。
- 基本設計方針に係わるコメントの回答については、本文及び添付8等に記載すること。【日南川】
- コメントの回答が不十分な項目については、回答方針及び検討結果等を整理して提示すること。
- 文章の構成について、「別紙」中に再び「別紙」が設けられているような重複した記載を見直して、適正化を図ること。

<機器・設備の耐震について>

- 主要機器の水平2方向と鉛直方向同時加振の影響評価に関し軽微としている根拠について、定性的な見通しの説明を補完すること。
- 第4条 別紙1「既工認との手法の相違点の整理について」において、別表3(1)中の「既工認での適用例」に、格納容器及びその内部構造物(ベント管、ダイヤフロムフロア等)など東海第二の構造形式と異なる大間1号が記載されているが、見直して適正化を図り、整理して提示すること。
- 〇 耐震Sクラス設備に波及的影響を及ぼす恐れのある設備としてクレーン類に限定した表現について、適切な表現に見直し、整理して提示すること。

- 炉内構造物の極限解析において、スタンドパイプの解析モデルの長さを 1000mm としている妥当性 の根拠として、解析モデルの長さの変化に対する崩壊荷重の下限値(Pcr)への影響がないことを提示すること。
- 〇 炉内構造物の極限解析において、最大応力、最大ひずみの拡大図を示した上で、結果の妥当性に ついて考察を加えること。
- 格納容器のベント管の解析モデルにおいて、集中質点モデルから分布質量モデルに変更したこと を、変更点として図に明記すること。
- 水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根法について、応力で組み合わせる場合は、その 妥当性を確認した上で使用する旨を注記すること。

<建物・構築物の耐震について>

- 今回工認と建設工認時との応答加速度等の比較について、今回工認と建設工認時の地震荷重の対応関係を整理するとともに、応答最大加速度及び床応答曲線の比較の対象を明確にして提示すること。
- 大物搬入口建屋の耐震重要度分類について、同建屋が担保する機能及び大物機器等の搬入時における機能保持に係る同建屋の運用状況を踏まえて説明すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:

・東海第二発電所 地震による損傷の防止 (平成29年11月)